



## 2010 年度 一般社団法人学術著作権協会 著作権講演会

### 《世界から見た複製権の状況と世界複製権機構（IFRRO）》

- ◆ 開催日時：2010年12月3日(金) 13時00分～17時00分
- ◆ 開催場所：グランドプリンスホテル赤坂 別館5F ロイヤルホール  
東京都千代田区紀尾井町1-2
- ◆ 用語：英語、日本語（同時通訳付き）

### プログラム

13:00-13:10	はじめの挨拶
13:10-14:30	①.世界から見た複製権の状況と世界複製権機構 オラフ・ストックモ 氏 世界複製権機構 CEO
	②.各国における複製権管理について (米国の場合) ブルース・ファンクハウザー 氏 世界複製権機構 副会長 Copyright Clearance Center (CCC) 国際部門常務
14:30-14:50	休憩時間
14:50-16:50	③. 各国における複製権管理について (オーストラリアの場合) キャロライン・モーガン 氏 世界複製権機構 アジアパシフィック委員長 Copyright Agency Limited (CAL) ビジネスサービス部門 General Manager
	④. 各国における複製権管理について (スイスの場合) フランジスカ・エーベルハルト 氏 世界複製権機構 副会長 ProLitteris 上級副会長
	⑤. 各国における複製権管理について (スペインの場合) マグダレナ・ヴィネント 氏 世界複製権機構 会長 Centro Español de Derechos Reprográficos (CEDRO) CEO
16:50-17:00	終わりの挨拶

## ①. 世界から見た複製権の状況と世界複製権機構

世界複製権機構 CEO オラフ・ストックモ 氏



### ◆ 著作権の重要性について

RRO とは複製権機構のことで、著作権の集中管理をする組織であり、著者・出版社のために出版物・新聞等印刷物の媒体を管理しています。複製とは紙から紙へのコピーが主ですが、①データベースからの印刷、②インターネットからダウンロードしたものを紙に印刷することも言います。全てのプレゼンテーションにこの言葉が出てきます。

さて著作権の重要性についてですが、知的財産というのは我々にとって文化的、経済的に大きな価値を持ちます。著作物というのは国の発展に欠かせないものであり、研究や知識の共有、教育にとっても欠かせないものであります。そして、文化的自立への道へ導くものであります。研究や教育あるいは国の発展は、知的財産無しには語れないことであるのです。そこで重要なことは、著作権に対しアクセスできると同時にそれを守らなければなりません。これはクリエイターに物を作る対価を制作側が受けなければなりません。これは社会にとっても経済的な意味を持ちます。非常に大きな貢献を雇用に対しても行うわけです。これに対し、きちりと権利を管理しなければなりません。権利の管理、法の施行がありますが、まずは権利の管理についてお話致します。

### ◆ 権利の管理について

権利の管理に関してですが、ジャーナルの著作権は 3 つの側面を考えていただくことが出来ます。

1) .任意許諾：法律にバックアップされているもの。RRO が個別の著者（権利者）と権利委託契約を結ぶ。こういう国で複写をする場合は、使用料の徴収を行うことになる。（日本、アメリカ）

2) .法的支援のある任意許諾：著者、出版社からの権利委託があり、更に法律によって支えられている。（ノルウェー）

3) .法的使用許諾：法によって、利用者に権利が与えられている。オーストラリア、シンガポール等がこの方式。

ではなぜこのような任意許諾方式が取られているのでしょうか。それは企業や学校等で毎日複写され、デジタル化されて行くことを止めることができないからです。こういった素材を合法的に使うことができるよう、各国の複製権機構（RRO）が許諾を与えることが必要となってきます。

◆ 著作権の集中管理について

複製についての許諾など著作権に係る事項は、1つの出版社、著者にコンタクトを取って直接契約する場合、複製をしたい、デジタル化をしたい時には権利者（出版社、著者）からその都度許諾を得ることが必要になります。このような場合コスト的にまとめて包括的に契約し、複製したほうがコスト的に良いのです。権利者も権利を集中的に付与することができます。権利の委託については、限定的に、5%、10%の範囲のもの、全ての権利を委託するもの、一部しか認めないものなどがあり、典型的なものには photocopy、スキヤニング、ダウンロード、保存、印刷また、インターネットに掲載などが挙げられます。一方でデジタルになると、アナログの本、CD、オンライン、スキャンしてイントラネットに掲載などです。これは、閲覧・印刷・ホワイトボードに使用可能とするものです。そこで登場するのが RRO です。例えばスキャンして使用したい場合は、RRO に連絡をし、許諾を取ります。これが RRO の基本的な仕事になります。

◆ 世界複製権機構（IFRRO）について

IFRRO は、128 のメンバーで構成され、65 ヶ国・地域に及び、2つのメンバーシップ（正会員と準会員）があります。まず1つが RRO で 73 のメンバーが属しております。学術著作権協会はその内の1つです。大抵著作者、出版社両方の団体で、彼らに代わって代表するメンバーが関わっています。また様々な著作権管理団体、ジャーナリスト、ビジュアルクリエイター、作家、様々な出版社の方々がメンバーになっております。これには、国際出版協会（IPA）、あるいはメディカル協会、またヨーロッパの場合は固有の協会体があります。国レベルでは、アメリカンアソシエーション（AAP）、アメリカのオーサーズギルド、ARS 等です。このような形で、IFRRO は非常に大きなコミュニティになっています。IFRRO は年次総会、理事会を開催しています。通常全ての IFRRO メンバーが IFRRO の年次総会（AGM）に参加できるが、国際協力に関わる国際的なイベントがある場合は、非メンバーでも参加できるものがあります。WIPO、ユネスコ、EU 等と協力しており、各地域とも協力しています。アジアパシフィック地域でしたら、アジアパシフィックエコノミックコーポレーションといった活動とも協調して行っています。この中で我々が重要だと思っていることは、新しい RRO を世界中に構築していくこと、技術的なスタンダードを打ち立てるなど、相互作用できるまで見届けています。

◆ 複製権機構（RRO）の活動について

ユーザーコミュニティ、出版社、もしくは著者からのリクエストがあるもの、それは図書館におけるデジタル化の波です。特に出版社、著者が誰なのか分からない著作物（Orphan works）についての追求、あるいは絶版になっている著作物、これらについては集中的な管理が必要になります。また、視覚障害者に対する権利に関するプロジェクトも行っております。WIPO においてもコミュニティを代表する方とも対話を行っていると共に、著作物

の利用促進を図っています。

システムと致しまして、様々な方に使っていただけるようなデジタルライブラリーというのがあります。まずは、包括契約を締結し、ガイドラインを作成し、権利処理については、「ARROW」というWEBサイトがあります。ここでは、どのような形で構造化しているのかが分かります。この中でシステム的には来年2月以降具体的にご覧いただけるようになります。またEUから一部アナウンスされておりますが、ヨーロッパ全国では来年3月以降使えるようになっております。これには30のパートナー、例えば英国国立図書館(BL)、フランス、ドイツ、スペインその他9つの図書館が関わっています。また、欧州デジタル図書館も関わっております。これは、試験的という形で、英国、フランス、ドイツ、スペインで展開し本稼働する予定です。これにより国境を越えたシステム、インターフェイスを作りこむということで、誰が著作権者なのかまた、そのステータスはどうなっているのか、どこが権利処理を行うのかが分かるようになります。これについて、現在2つのプロジェクトが進んでいます。

1つはノルウェーにある、Bookshelfプロジェクトです。これは国立図書館でKopinor(ノルウェーのRRO)が1790~1799年、1890~1899年、1990~1999年に出版された全ての著作物(刊行物)をデジタル化するというプロジェクトを行っています。全ての著作物をデジタル化してインターネットに載せます。これにより、ノルウェーでは利用者がインターネットで自由にアクセスできるようになります。利用者は、ここから本の購入、閲覧も可能となります。しかし、ダウンロード、印刷、複製は出来ません。

2つ目として、ドイツでも同様のプロジェクトがあります。著者・出版社の方が、VG Wort(ドイツのRRO)と契約をし、国内の図書館と共にデジタル化を行っています。ドイツで1965年以前に出版された全ての刊行物のデジタル化が試みられています。

#### ◆ まとめ

まとめとなりますが、複製権機構(RRO)というのは、例えば皆さんがクリエイターや、出版社でしたらRROというのはコントロールされた形でアクセスを提供するようなもの管理団体であります。利用者や社会全体に対しても利益があります。また、利用者であった場合には、仕事で検索をすることが簡単になり、著者・出版社にもメリットがあります。

RROの仕事とは利用者、クリエイター、社会で利益を共有するということになります。

## ②.各国における複製権管理について（米国の場合）

ブルース・ファンクハウザー 氏  
世界複製権機構 副会長  
Copyright Clearance Center（CCC）国際部門常務



### ◆ CCC の設立経緯

CCC は、米国の複製権機構（RRO）で、独立した任意の非営利著作権管理団体として議会からの提案により 30 年前に米国出版社協会（The Association of American Publishers：以下、AAP と略す）、米国情報産業協会（The Information Industry Association：以下、IIA と略す）、および米国作家連盟の指導のもとに出版社と著作者により創設結成されました。利用者からも積極的な協力が得られています。また、理事会は著作権者とユーザーとで構成され、毎年開催されています。

我々による使用許諾の対象に含まれる諸条件、それぞれに係る権利は、著作権者、または著作権者の代理人による署名を得た同意書に基づいて発生します。使用許諾を得た利用者は、当該使用許諾の範囲を定めている CCC との契約書に署名します。各著作権者同意書及び使用許諾契約書中の文言は著作権者と利用者との協議のうえ、CCC により策定されません。

他の国々とは違い、著作権者または利用者に対して CCC と契約させるような法的な援助は存在しません。また他の国々とは違い、CCC を監督する特定の機関は存在しません。CCC は、他のすべての事業者と同様の扱いを受けており、政府から特別な取扱いを受けていません。

CCC は、任意の考え方を基礎にして運営されています。即ち CCC は「販売」を強化し、マーケティングスタッフを多数育成しています。また、著作権者、利用者、仲介者の 3 つの部門に分けて様々な方法でカスタマイズ化して、サービスを提供しています。CCC は、またデータベースとシステムを保守するための IT 専門のスタッフを育成しています。

2010 年のこれまでの著作権者への分配金額は USD154.3 百万であり、10 年後は USD10 億を目指しています。

### ◆ 複写使用許諾についての新世代の方法

CCC は米国国内でも海外でも、情報の自由往来を推進させるとともに、技術革新、協力体制、創造性などの促進を図っています。コンテンツと新世代の使用許諾問題の解決法との間のギャップを埋める方法に取り組んでいます。例えば、複写利用回数制での使用許諾システム、特定機関への使用許諾システム、それと使用許諾管理ツールがあります。CCC は、コンテンツを創造する人々をサポートし、それを必要とする人々との情報の共有を可能にしています。例えば“Copyright.com”は、年間で 800,000 人を越える訪問者がアクセスし、800 万回のページ閲覧回数、及び個別の使用回数制料金での取引をサポートする強固なコンテンツです、その他あらゆるタイプの顧客ニーズに対処するため、以下の 3 つの解決手段

を提供しています。

- 1) 著作権者に対する解決手段
- 2) 学術分野での革新的な解決手段
- 3) 利用者のニーズに的を絞った解決手段

以下 3 つの解決手段について説明します。

- 1) 著作権者に対する解決手段

#### 【Rights Central】

我々のシステムには“Rights Central”という分配金管理システムがあります。これは、著作権者が自身の分配金額を確認したい場合に、インターネット上で分配金の明細を確認することができます。また、著作物タイトルの追加・変更、料金単価の変更、カスタム使用料、複写利用方法の変更、過去の使用料支払い履歴、複写許諾要求の承認、これらを実施するための安全な Web ベースのポータルサイトを実現しています。

#### 【RightsLink】

出版社は時には著作権者となり、自身の事業を長年に渡りオンラインで運営しており、提供する製品の質も向上し、より利用者的な立場でシステムを構築し、アクセスもしやすい状態にしています。出版社の洗練度が高まり、これに伴い出版社の顧客もまた洗練されてきました。出版社はまた、自身の Web での存在感を高めるため膨大な投資を行ってきました。そして書籍は、オンラインでの閲覧が可能となりました。出版社は自身の顧客のために、より良いサービスを提供しようとしているので、Web サイトの質は常に向上し続けていきます。

驚く事に、出版社は自身の顧客サービスを熱心に継続し、その結果、権利の対価としての利益を確保しています。そして、出版社の顧客が別の出版社である場合が実にしばしば起こっています。その顧客は、自身の要求を出版社に申し出る場合、長い時間をかけて E-mail で要求するか、Web 上の書式必要事項を記入して提出する必要があります。

それに対応するために、我々の解決手段としては、“RightsLink”があります。

“RightsLink”は、“Point of Content 使用許諾”と言う方法を用いて、権利者が指定するルールの下で、利用者がそのコンテンツを再利用することを、オンライン環境で個別に許諾可能しているものです。再利用とは、ウェブサイト・コンテンツ、ブログ投稿コンテンツ、画像、音声、ビデオ等として利用することです。

”RightsLink“は、使用許諾を簡単に許諾することのできる洗練された Web サイトです。学術出版社については、我々は事業を拡大し、再販、カラー料金、ページ料金、オープンアクセス寄託料金などの著作者料金を扱えるよう設定しました。著作権者は、自身が所有する権利の適用対象となるコンテンツ上にリンクを設定します。これにより、どれに対して

使用許諾が付与可能であるかを管理出来ます。これにより、出版社にとっての技術的負担は低くなります。特定の記事のデータを CCC に手渡すだけで十分なのです。使用許諾の選択肢は著作権者により設定されますが、選択肢はご自身のビジネスモデルに考えによって反映させることが出来ます。また、”RightsLink“は著作権者に管理ツールを提供しています。利用者は注文内容に基づいた価格見積書を即座に”RightLink“で受け取ることが出来ます。これにより価格見積りや使用許諾の遅れにイライラすることはありません。注文は瞬時に完了し、即座に使用許諾が得られます。

”RightsLink“はこれまで 10 年にわたり開発されてきた極めて優れた Web サイトであり、すべての機能は、著作権者と CCC が重ねてきた対話の結果、開発されたものです。取引が完了すると、利用者のコンテンツにリンクが付与されます。”RightsLink“を使用すると、当該会社の顧客との間での取引が簡単に行う事ができます。

オンラインの世界は、多数のコンテンツで満たされています。数百万もの人々とそれらのコンテンツは今後も成長し続けるものと思われれます。“Flickr”と言う写真共有サイトでは、2008 年 11 月時点で 30 億枚の写真が掲載され、“You Tube”と言う動画投稿サイトには 10 万件を超えるビデオが毎日追加されています。溢れ出る勢いでソーシャルメディア、ポッドキャスト、ブログ、市民ジャーナリズム、マッシュアップなど数百万の芸術家、写真家、作家、製作者などの創作者達がこれらの原動力となっています。

#### 【Ozmo】

“Ozmo”は Web をベースにした解決手段です。これにより、写真家、芸術家、ブロガー等は自身の作品をオンライン環境で個別許諾することが可能になります、市場調査会社や広告代理店等のコンテンツ利用者も豊富な利用生成コンテンツの中にオンラインで入り込むことができます。登録と使用許諾の設定は無料です。当該コンテンツ作成者が自身のコンテンツをオンラインで利用可能にするかどうか、“Ozmo”を用いることになって、使用許諾を簡単に付与する事ができます。以下簡単なメリットです。

- ・ コンテンツ作成者が、自身のコンテンツが所在する URL を用意し、使用許諾を与えたいと思うコンテンツを特定します。その作成者は、一件の映像に対しても使用許諾を与えることができ、あるいは複数の映像に対しても使用許諾を与えることができます。
- ・ コンテンツ作成者は、使用許諾の条項と価格を設定することが出来ます。
- ・ コンテンツ作成者は自身の作品を世界に向けて公開します。但し、公開方法には 2 つの選択があり、当該映像が所在するページに単一のリンクを配置するか、あるいは使用許諾プロセスで創設した HTML をコメントボックスにカット&ペーストして、そのコメントを提示するかです。

写真共有サイトの“Flickr”の場合、“Ozmo”のリンクが当該映像の下に配置されるので、こ

れによりどのような方法であれば当該製品を商業目的で使用できるのかを利用者側に知らせる事が出来ます。利用者側が“Ozmo”リンクをクリックすると、利用者はサイト上の使用許諾条項に直接アクセスでき、個別映像に関する使用許諾条項が提示されます。その使用許諾を購入するか否かを選択することが出来ます。

コンテンツ利用者の利点として、“Ozmo”を使用すると Web ベースのコンテンツを利用する権利を簡単に購入、または販売することができます。コンテンツ利用者は、価格と使用許諾条項を設定することで、使用許諾を管理します。コンテンツはオンラインであればどこでも利用可能であり、自身の作品の使用に対する対価を得る事ができ、実際にその作品が利用されている場所も知る事が出来ます。

利用者にとっての利点は、“Ozmo”は迅速かつ合理的であり、利用者は応答を待つ必要も、使用許諾の承認を待つ必要もない。

“Ozmo”は CCC が提供する製品及び事業の一部であり、これを利用することで著作権者は自身のコンテンツの利用状況を管理し、必要なツールを入手する事が出来るとともに、新たな収入源を確保できます。

## 2) 学術分野での革新的な解決手段

学術分野での使用許諾については、E ラーニング環境、コース管理システム、E リザーブ、E コースパックなどのあらゆるシステムを構築することで問題解決を図り、数十年に渡る成果として複写使用料の支払額は、例年 USD 数千万の規模に達しています。学術機関向けの年間複写使用許諾件数は、150 万件を越え、更に増加する傾向にあります。また今後さまざまな機関に対してサービスを提供していく方針です。

CCC では広範な著作権教育プログラムを実施しています。主な顧客は実業界、学術機関、権利所有者、及び一般公衆です。本年度は 450 以上の学術部門団体と 430 以上の法人が著作権教育プログラムに参加しています。CCC 単独、及び AAP、ALPSP(Association of Learned and Professional Society Publishers)、STM(International Association of Scientific, Technical & Medical Publishers)、TAA(Text and Academic Authors Association)などと提携のもとで開催しています。その他オンライン教育セミナー、著作権の世界的進展に関する 2010 著作権会議、法制活動の支援、効果的な実施プログラムを行っています。

## 3) 企業のニーズに的を絞った解決手段

企業の情報管理者はしばしば、様々な取り組みをバランスよく維持させる必要があります。例えば、従業員に対してコンテンツ利用の協力体制を促進すること、使用許諾条項の遵守を働きかけること、コンテンツ使用法について従業員からの質問に正確に答えることなどです。情報管理者は、従業員のコンテンツ利用が増加している分、更に少ない財源でもっと多くのことを管理しなければなりません。法令遵守は以前にも増して重要であり、また使用許諾条項の遵守を徹底させるために、これまで以上の負担がかかります。情報管理者はコンテンツ使用法について質問に答えるために、契約書や使用許諾書を探し出し、

これを検閲するには多大な時間を要します。企業によっては、事務所が各地に分散し従業員が世界規模の場合は使用許諾を付与することは更なる問題が伴います。従業員は以前に比べて更に多くの方法でコンテンツを利用したいと願い、これを共有することを望むでしょう。

#### 【Rightsphere】

企業から最近注目されている“Rightsphere”と呼ばれるシステムがあります。これは企業の情報管理者向けの画期的な企業使用許諾管理ツールです。これは、従業員が、コンテンツを共有したいと思った時点で“Rightsphere”のアイコンをインストールし、Web上にツールとして常に開いておくことができます。従業員が最も重視する事は、利用方法の簡便化であります。“Rightsphere”は、ワンクリックするだけで、従業員が仕事を進めるために必要な情報を入手する事が出来ます。また、同僚にコピーをE-mailで送信、他国の関連会社へ送信、または第三者提供など様々な利用形態が可能です。これにより、利用者は瞬時にオンラインで許諾を受けることができます。契約種類は、ACL (Annual Copyright License)、MCL (Multi National Copyright License)、TRS (Transactional Report Service)、DPS (Digital Permissions Service) があり、企業向け年間複写使用許諾にはデジタル利用も含まれます。企業によっては、遠隔式での教育に使用されるケースもあります。“Rightsphere”のシステムは、民間企業や著作権業界から広く賞賛され、多くの賞を受賞しています。デジタル時代におけるグローバルなアクセスを可能にする手段を徹底しています。

### ③. 各国における複製権管理について（オーストラリアの場合）

キャロライン・モーガン 氏  
世界複製権機構 アジアパシフィック委員長  
Copyright Agency Limited (CAL) ビジネスサービス部門 General Manager



#### ◆ CALの果たす役割

オーストラリアの複製権機構(RRO)であるCALについて説明いたします。

CALは米国CCCと同様、非営利団体で、メンバー組織でもあります。CALはメンバーが所有している組織であるということです。よってCALに参加致しますと、我々に著作権を委託していただくことになります。また、CALの共同所有者となります。我々のメンバーシップというのは、著作者・ビジュアルアーティスト・出版社に提供されています。私たちの社会における役割とは何かを考える時に、社会的インフラを作っていると考えています。これはどういった意味かという、私たちは「橋」だと思えます。つまり著作物を利用者と権利者をつないでいきます。また、我々自身が著作権ビジネスを機能させるまさにインフラと考えており、社会においてとても重要な立場にあると認識しています。そういった意味で、社会的インフラが私たちの役割と考えています。

#### ◆ 会員 (Membership) について

Board Memberについても説明いたします。特にコーポレートガバナンス（企業統治）の観点から見てもとても重要だと思えます。例えば、理事として出版社、著作権者は平等な立場にあります。理事は業界から指名された者、メンバーから指名された者から成り立っています。議長の役割はとても重要な為、出版社の立場、著作権者の立場とはまた別に独立した形で設けています。各々の代表が議長になれないわけではなく、現在議長は出版社が行っています。議長は出版社あるいは著作権者・作者を代表するところは別に、独立した形で選ばれているということ。また、3人の独立した理事もおります。コーポレートガバナンス（企業統治）が日本でどのように行われているか分かりませんが、オーストラリアでは、それぞれの領域において専門性が重要だという認識が日々高まってきております。そういった、専門性を持った人を独立系の理事に迎えることが大切です。現在は異なった強みを持つ3名が依頼されております。一人はデジタル関係の知識を持った理事です。

CALは従業員100名で、2009/10年度の収入は1億1680万豪ドル（約94億円（80円/1豪ドル））でした。現在多くの著作権者、出版社の皆様がCALのメンバーになっていただいております。この年は徴収料（1億1680万豪ドル）よりも分配額（1億3650万豪ドル）の方が多かった年でしたがこれは、ミスエイクではありません。

最近重要視していることは、サービス効率を上げ、毎年年次の料金を徴収すること、また権利者に分配する期間を短くすることです。事業改善プロジェクトを掲げ、この目標を達成いたしました。

◆ 主な活動について

CAL では組織として様々な活動を行っており、異なるタイプの権利を異なるセクターに対して行っています。

例として、「法定許諾」があります。オーストラリア政府は著作権法を制定し、著作権の使用に関し、権利団体に著作権使用料を支払うことで使用できるものがあります。教育機関、視聴覚障害のある方に対する印刷物、オーストラリアの政府機関での使用などが法定許諾にあたります。また、自主的な権利もいくつか提供しています。つまり、法定許諾に合わない部分に相對するものです。文献提供機関、これは先に CCC のファンクハウザー氏が述べたように、1 つ 1 つの権利ごとの契約です。新聞のクリッピング会社もそうです。オーストラリアでは、新聞の切り抜き作業はアウトソース（外部発注）しており、この活動に特化した代理店に任せているため、代理店と契約をしています。企業としては、クリッピングをしている代理店と契約するか、CAL と包括契約をするか 2 つのパターンがあります。

他の活動としては、2010 年 6 月から Resale Royalty Scheme というのを始めています。このシステムが、日本にあるか否か分かりませんが、内容を説明します。これは、システムの一環で、5% 程のロイヤリティーをアートワーク（美術品等）市場で再販するものに課され、最初に作成したアーティストに支払われる仕組みです。Resale Royalty Scheme の目的は、ビジュアルアーティストに対して再販する際、元々作った美術品が値上がりしている。ビジュアルアーティストは最初は皆無名のアーティストの為、安価で作品を売ってしまうことがある。後に名声が高くなった時、高く売られるようになる時にはその恩恵にあずかれません。そのため我々はオーストラリア政府が指定した Royalty Scheme により、法的な権利を得て、代行し徴収しています。このシステムはまだ半年しか実行されておりませんが、ビジュアルアーティストに対して、再販した彼らの作品に対して支払いを開始しています。

◆ 主な機能について

我々が提供している機能をまとめますと、

- 1) .メンバーを募集する。（著作権者を集め、CAL が代行することに合意していただくこと）
- 2) .許諾条件の交渉（権利者への支払いを含む）
- 3) .複写・複製の監視
- 4) .著作権管理負担の軽減

◆ 会員募集（Recruit Members）

著作権を受諾しているメンバーは、スライドでも見て分かりますとおり実は、出版社のメンバー（出版社会員数：7,000 名）より、著作者のメンバー（著作者会員数：10,000 名）

の方が非常に多い。

この理由は、グレーパブリッシャー：灰色の出版社といわれるものは、多くは企業です。メインのビジネスとして出版を行っていない企業です。例えば、製造業の場合「ユーザーマニュアル」を商品につけて販売している場合があります。他に、研修マニュアルがデジタル化されたり、複写されたりもありえます。そういった場合は、CAL のメンバーとして入っていただいています。支払いが必要ない場合は、会員に入っていないだけでも良いのですが、出版がメインでない企業も含まれていますので、出版社の会員が多くなっているのです。

CAL は学術著作権協会（JAC）をはじめとする海外の RRO とも契約をしており、外国の著作物も非独占的に受託しています。

#### ◆ 許諾条件の交渉

著作権料の支払いはどのように行われるのか？複写・複製の制限はなにか？複製の監視システムを作成することについて説明します。RRO として集中処理の機能として大変重要なものが要求されています。

#### ◆ CAL の複製許諾収入（09/10 年度）

CAL の複写許諾収入（2009/10 年度）では教育関係が非常に大きな割合を占めています（88 億 3000 万豪ドル）。商業関係とニュースの分野からは 13 億 6000 万豪ドル、政府関係からは 9 億 2000 万豪ドルの収入がありました。海外で利用されたものについては、この中には含まれていません。

#### ◆ 法定許諾：教育機関

オーストラリアでは教育機関でいかに著作権処理が機能しているかご説明いたします。先ほど CCC のファンクハウザー氏に対する質問にもありましたが、著作権法の中で、著作権使用料を支払う必要のない部分と、RRO による集中処理団体が利用者から使用料を徴収する違いを話します。

学習のために学生が使うものは「Fair Dealing 法」という名前の下に、無料で提供されています。しかし、教育機関自体がコピーを作成する、あるいは新聞や雑誌、技術マニュアルからコピーする時には、法定許諾の下にあり、著作権者に支払いの義務が生じます。この理由は、政府が決めたことですが、公共政策の目的の中に 2 つのポリシーがあります。

- 1) 教育のために幅広い著作物にアクセスさせようという目的
- 2) 利用者が購買を止めないため、著作権者・出版社のバランスを取る目的がある。

オペレーションルールが変わるたびに、政府と交渉して、政府に対して報告義務が生じてきます。

数年前、教育機関への法定許諾の枠が広がってまいりました。特にデジタルマテリアルの範疇が拡大していきました。CAL では長年にわたりデジタルコンテンツに関しても使用料の徴収を行っております。その動向についてもご説明いたします。

教育機関におきましても、様々な情報源からの複製及び伝達を含みます。例えば、書籍及びその付属物、定期刊行物、インターネット、CD-ROM、音楽作品、芸術家の作品です。この目標としては、一連の素材を教育機関に提供しようということ。もちろん複製について制限を設けております。オリジナルを買わなくなるということを我々は常に危惧しております。複製にあたっての制限は以下の通りです。これは、政府の決定です。

- ・ 総ページ数の 10%または 1 章まるごとまで
- ・ 選集に掲載の 1 項目前文、ただし 15 ページまで
- ・ 定期刊行物から 1 論文もしくは、同テーマの関連記事（論文）がある場合は
- ・ 公共的な用途に関しては、法的許諾として提供している。
- ・ 税務署は法定許諾

政府の機関でない、企業、協会、宗教団体等については CAL から任意許諾を得ることになります。

#### ◆ 任意許諾

任意許諾に関する契約方式として単一的な契約として提供して欲しいという利用者の要望があり、新たなオプションまたは著作物の権利、ニュース関連の権利を一体化した形のオプションを選んでいただけるようになっていきます。企業のインターネットまたは WEB だけでアクセスできるというように、情報、著作物の開示というものが制限されています。これがどのように進んでいくか、成功するかはこれから見守っていきたくと思っています。

#### ◆ CAL の監視体制

複製実態に関わる CAL の監視体制にはサンプルサーベイというものを使っています。また、著作物の実態調査も行っております。例えば学校が挙げられる。学校でも地方にあたり、都市部にあたり、公立であたり、私立であたり様々な設立条件下にあります。代表的なサンプルを抽出し、オーストラリアでの分野、全体像を類推し見ようと思ったわけです。そういった協力を得て実態調査を行ってまいりました。調査に関しまして、管理がとても大変になってきますので、コピー機メーカーにも協力を得て調査を行っております。コピー機そのものに、複写枚数を蓄積し、計算する仕組みを作ってもらい手助けをしております。デジタルについても同様です。

ここで言いたいのは、利用者の負担を軽減する。またより精度の高いデータの抽出をすることにより、権利者への分配もより正確に出来ることを目指すことです。

◆ 調査結果-大学

デジタル利用について大学で数年間サンプル調査を実施しております。デジタル利用数の調査だけではなく、学生一人当たり何ページ利用したかという調査も行っております。2004/05 年度から過去 5 年間の調査で、紙複写からデジタル複写へ様変わりしていることが分かりました。

◆ 調査結果-学校 ※学校＝小学校、中学校、高校

学校でも、2005 年度から 2009 年度までデジタル複写が伸びていっているのが分かりますが、紙複写の素材のほうがはるかに多く利用されていることが分かります。しかし、数年後には大学同様デジタル複写と紙複写の利用の立場が逆転することになるでしょう。

◆ CAL における複写使用料の分配法

実態調査データを基に、どの著作物が複写されているか認識出来ます。法定許諾、任意許諾また、その他の許諾全ての要素を重ね合わせて、計算します。それにより使用料徴収の権利者への分配を行ってまいります。権利については様々なタイプのものがあり、年に 1 回の分配をいたします。我々のオペレーションがスムーズに行われることにより、ある権利については半年に 1 回の分配も可能となっております。例えば、新聞です。新聞はデジタルレコードを集計していることから半年に 1 回分配が可能となっております。

更には、3 ヶ月に 1 回の分配または、毎週毎週分配ということも将来可能となっていくでしょう。

昨年度の分配額が、CAL の徴収額よりも多くなったことはすでに述べたとおりです。

#### ④. 各国における複製権管理について（スイスの場合）

フランジスカ・エーベルハルト 氏  
世界複製権機構 副会長  
ProLitteris 上級副会長



##### ◆ ProLitteris について

ProLitteris とはスイスで 1974 年に設立された非営利の著作権管理団体で、政府が監督しております。著者および出版社と権利委託契約を締結しており、スイス国内または双務協定を締結している海外の著作物に対しても権利行使を行っております。

会員数は 9688 で、8901 のフィクション、ノンフィクション作家、クリエイター、787 のジャーナル、定期刊行物の出版社、新聞社が所属しております。

理事会には 12 名の理事で構成されています。そのなかには、フィクション、ノンフィクション、ビジュアルアート、ジャーナリスト等の著者が含まれていたり、出版社、新聞社定期刊行物やジャーナルの出版社が代表に含まれております。

収入は、約 2900 万スイスフランです。日本円に換算すると 24 億 5300 万円（1 スイスフラン＝84.5938 円として）。この内訳は、例えば複写が 970 万スイスフラン（8 億 2000 万円）で、デジタル複写分が 410 万スイスフラン（3 億 4600 万円）です。

ProLitteris では、特定のメンバーの以下の権利を管理しております。

- 1) 複製の権利
- 2) デジタルの権利
- 3) 放送の権利
- 4) ビジュアルアートの複製の権利

##### ◆ スイスの非任意許諾システムについて

複製とデジタル権利についてお話しします。1995 年から非任意の契約を開始しました。ある特定の利用に限ったものの利用が政府で認められております。著者、出版社というのは、このようなものに同意しなくても法律によってこれが許可されている。テキストやイメージベースの作品は ProLitteris によって徴収し、分配している。

著者と出版社はこの報酬に対して収入を得る権利があります。

##### ◆ スイスの法定許諾について

複写とデジタル複写が法律によって認められているということ、著者側の同意が必ずなければならぬというものではありません。しかし、彼らは報酬に対して収入を得る権利があります。我々のメンバーは我々と契約して、契約の権利を委託しているメンバーが多いということです。法的許諾の為に、集中管理が求められております。私的利用はスイスでは無料です。

法的許諾には、学校、役所、図書館、コピーショップ、サービス、企業全てカバーされており、スイスおよび海外のものが対象となっております。使用料は、ProLitteris と利用者団体との間の交渉で決まり、5人のジャッジによって、新たな判断がなされ、使用料が決定されます。

#### ◆ 権利の範囲

ProLitteris が保有している権利の範囲は複製、スキャン、ダウンロード、社内ネットワーク上のデジタル複製物の保存と頒布です。それは、企業、図書館、政府、学校の内部参考資料と書類提出目的、教室では教師による使用が認められます。ただそれは作品の一部が認められており作品全体を対象にしているわけではありません。スイス国内のみに限り複製、コピーが認められています。

#### ◆ 分配計算の基礎に関する事項は全ての部門の利用者によって支払われる

この法律に準拠し、企業、学校、図書館というのが ProLitteris から許諾を受けて使用料を支払うというシステムを取っております。どのように計算されるか説明します。

##### ・ 紙複写について（3つの要素）

- 1) 1部あたりの複写価格が、0.035 スイスフラン（2円96銭）
- 2) 権利によって守られているマテリアルの割合。どの分野かによるが、1%~2%。  
たくさん複写すると、そのうちの1部が権利によって守られていることとなります。
- 3) 複写枚数。企業が1年間に40000枚複写したとします。  
計算式例： $40000 \times 0.035 \times 2\% = 28$  スイスフラン。この2%が法律によって守られていることとなります。

##### ・ デジタル複写について

企業はデジタル複写についても報酬を支払わなければなりません。デジタルの場合は紙複写の0.45倍支払うことになっています。

計算式例： $28 \text{ スイスフラン} \times 0.45 = 12.60 \text{ スイスフラン}$ （1065円90銭）。これがデジタル複写の価格です。

この企業は紙複写とデジタル複写合計で、40.60 スイスフラン支払うこととなります。

#### ◆ サービス、貿易、生産に関する料金表

スイスには銀行が多いので、銀行を例にとって使用料の説明をします。

銀行の規模、従業員数によって料金が違ってきます。簡単なシステムなので、企業でもこれを奨励しております。例えば従業員15名の銀行は、紙複写料金が90 スイスフラン、デジタル複写が40.5 スイスフランとなり合計130.50 スイスフラン（11039円40銭）の支払

いとなります。

#### ◆ コピーショップ

企業は複写する行為をコピーショップに代行する為、スイスでは使用料徴収する対象として非常に重要です。タイプごとに使用料を支払います。

複写をする人は、1年間に400スイスフランをProLitterisに支払います。コピーショップはProLitterisに複写をする人のリストを送り、自己申告によりProLitterisは請求書を発行します。

#### ◆ 学校、大学での使用料徴収

教育機関からの収入は、ProLitterisの年間収入の3分の1になります。紙複写は生徒1人に対して使用料が定められています。

使用料は以下の3つの要素があります。

- 1) ページごとの使用料は0.035スイスフラン
- 2) 守られたマテリアルの割合は、大学で35%、高等教育機関あるいはその他の学校については30%、義務教育では20%。
- 3) 教師が何部複写したかが1つの事実となります。

統計を取って、何人くらい生徒がいるのかによって、一括支払いがされます。

教育機関にとっては、法律上35%の割引が適用される。学校を除外すべきかとの論議もありましたが答えは“NO”です。学校におけるデジタル複写に関しては、0.3を乗じることになります。企業よりも少し低い数字です。

#### ◆ 学校の料金表 (Tariff in schools)

大学や公共の学校の場合は、学校の住所は詳細を把握するのが難しいので、年に1回スイスの公立学校協会経由で徴収しています。更にスイス公立学校協会ではProLitterisから16%の割引を管理費用として受取っています。

大学の場合、紙複写は20スイスフラン、デジタル複写7スイスフラン、合計27スイスフランとなる。オーストラリアと同様に、デジタル複写は、最近より使われてきております。しかしデジタル料金が、2004年以降導入の形ですので、この価格を値上げするのは徐々になければいけないという認識です。デジタル複写は、0.3をかけます。

#### ◆ 図書館

図書館では2つの契約があります。

- 1) 図書館での内部利用のため一括払いだが、図書館で働く職員の数によって変わり

ます。職員が4人未満の場合は、内部資料のための使用料はかかりません。

2) 図書館での複写は、利用者または、利用者が実際に複写するときに、個々の図書館の売上に乗じ課金されます。あるいは第三者からの複写も加味することもあります。

#### ◆ 公共機関

- ・ 公共機関についてです。当然連邦政府も支払わなければなりません。
- ・ 著作権法でカバーされている部分に関しましては、約 1%となっておりまして、1 ページあたり 0.035 を乗じます。
- ・ 1 年間の合計複写数の内の 1%が対象。中央政府として 1 年間どのくらい複写したのか申告してもらいます。

市町村の場合、住民の数にも依存します。100,000 人以上の住民がいる場合、ページあたり 0.035 スイスフランが課される。

#### ◆ みなし複写についての分配

分配についてです。スイスにおいてはおそらく、複写されているであろうという数字を基に、以下のようになっております。

- ・ ProLitteris に対して利用者はなかなか正確な数字を提供してくれません。また、実際の複写の数字データ（複写実数）もありません。
- ・ 市場でどのくらいその複写が出回っているのか、すべての素材は複写できるということになれば、どこかの段階で、それが本当に複写されるであろうという想定を立てます。
- ・ 実際の複写と、各著作者、出版社が受け取る金額の間に直接の相関関係はありません。
- ・ しかしこの流通データを取得する為に、著作権者自身が、新しい作品を刊行したということをレポートする形で運営しております。

#### ◆ 誰に対して分配しているのか

誰に対して分配しているのか？

ProLitteris のメンバーは著作者であり、出版社でありますので、直接権利者に分配されます。著者や出版社の団体経由で分配されるわけではありません。

著作権法では、クリエイターに対して相当な部分を支払わなければならないとありますので、ProLitteris の理事会規定によると、クリエイターに 50%、出版社に対して 50%分配しております。

#### ◆ ProLitteris への著作物の報告

ProLitteris に対してそれぞれの著作物の報告をしてもらいます。

- ・ ISBN/ISSN
- ・ 出版社名
- ・ 著者名
- ・ 著作物名
- ・ 新聞やジャーナルの発行部数
- ・ ページ数
- ・ 書籍、ジャーナル、新聞の価格
- ・ 発行年
- ・ ジャンル：フィクション、ノンフィクション、科学、学術書
- ・ 言語

#### ◆ 国内分配の原則

国内の分配原則ですが、

- ・ 報告があった作品、著作物のみ分配
- ・ それぞれの出版社、クリエイターに対して分けて支払う
- ・ 発行された出版物のみ分配
- ・ 書籍の場合：発行部数が100部以上から分配対象
- ・ 新聞の場合：発行部数が500部以上から分配対象
- ・ 価格表示されているものが対象
- ・ 刊行されてから一定の年数で同著作物のもの

例：フィクションの場合25年、学術書5年、ノンフィクション、科学書籍・ジャーナル10年、新聞1年

#### ◆ 分配計算

- ・ 分配計算についてですが、コンピューターで支払いの計算をしている
- ・ それぞれの刊行物について行われている
- ・ レポートされているデータ、ページ数、価格、部数、ジャンルについて計算される
- ・ それはいくつかの要素ごとに計算されます

例：フィクションの場合「1」、科学書籍「2」、学術書「5」となる

なぜこのような要素を使っているかというと、科学的書籍の方がフィクションより複写される可能性が多い。また、学術書の方が複写されやすいため「5」という要素が付いている。

ページ数も関係があります。

例：5ページしか刊行しない著作物の場合、複写される可能性が低いですが、ページ数が多ければ複写される可能性が高いという考えです。

◆ 海外の国からもしくは、海外の国への分配

海外の国に対しての分配については、

- ・ 他国から受け取った報酬は、ProLitteris が受け取って、CAL や CCC ですとタイトルごと
- ・ に分配されているので、誰にいくら支払うのかが明示されている。
- ・ スイス居住の会員や非会員に対して分配される。

海外の国への分配については、

- ・ 外国の著者、出版社が受け取るべきものに関しては、ProLitteris では一括払いで支払
- ・ っている。
- ・ 日本も含め他の国の RRO と双務協定を締結しているので、このやり方を取っている。

⑤. 各国における複製権管理について（スペインの場合）

マグダレナ・ヴィネント 氏  
世界複製権機構 会長

Centro Español de Derechos Reprográficos (CEDRO) CEO



◆ CEDRO について

他の RRO と同様に CEDRO も非営利団体です。書籍や定期刊行物の作者、著作権者、出版社で構成されている団体です。それらの著作権者が持っている知的財産権の集成的管理を行っています。監督当局はスペインの文化省で、そのような役割を 1988 年からスペイン文化省から委託されており、諸活動の報告は、文化省にておこなっております。その基本法はスペインの財産所有法です。

◆ CEDRO の使命

CEDRO の使命は著作者、出版社の正当な利益を代表し、擁護するというものです。つまり、法的な著作権の擁護、著作物の複製の許可、使用の促進、利用の促進です。もともと CEDRO は、複製の防止のようなことを目的としていました。しかし、時代が経るとともに技術が進んで、コピー防止ということだけではいなくなりました。そのようなことから、複写利用料を徴収し、複製を許諾するというような方向性に変えました。このことによって、著作物の権利というものを保護することが出来ると考えています。また著作物の利用に関してもその対価を得るということを旨としています。

正当な方たちでの著作物というものが販売される。その複製物に関しても正当な対価が著作者に支払われる。そのような仕組みを作ることが、我々の目的です。

◆ CEDRO の構成

CEDRO は他の RRO と同様の運営形式を持っています。

最高意思決定機関である年次総会が年に 1 回開催され、その下に理事会があります。

理事会は 26 名の理事によって構成され、そのうちの 13 名が作者・著作者で、残り 13 名が出版社代表です。4 年交代で著作者と出版社出身の理事が会長の役職を担っています。事務局には 45 名のスタッフが在籍しています。

◆ CEDRO の代行業務

CEDRO はさまざまな会員の業務の代行を行っています。スペインの知的財産法が規程しているのは、だれでも私的利用のコピーを作ることが出来ます。しかしながら、私的利用のコピーは複製に関して何らかの対価を著作者、出版社に払わなくてはなりません。この収集、徴収というものを委託されたのが、例えば書籍や刊行物に関しては、CEDRO であります。CEDRO はすべての複製利用に対して、すべての著作者、出版社、これはスペイン人であれ、スペイン人以外であれ、また、会員、非会員であれ、そのような人達の代行とし

て、法律によって規定された徴収を行っています。

大学などの教育機関での複製、教務による複製は法的な許諾はないので、任意での許諾のようなことを行っている。（そのなかでは、著作者、つまり CEDRO の会員であり、そのような著作物の管理を CEDRO に委託している著作者に対し代行している）

現在利用している会員は 19,035 名（17,374 の作者、1,661 の出版社）です。過去 5 年に会員数が劇的に伸びています。

海外の著作権者に関しては双務協定を RRO と結ぶことによって著作権の管理を行っています。

海外の 35 の団体の著者、出版社の代行も行っています。日本も JAACC と双務協定をむすんでいるので、含んでいます。

業務としては、まずは著作物の使用許諾を与えることです。CEDRO のレパトリーに対してメンバーがアクセスできるというものであります。また、私的複製の保証金の管理も行っています。図書館等での貸し出し権の保証金の管理も行っています。

著者、出版社間の権利の分配、自国、海外の権利者、出版社に対しての権利のやり取りも管理しています。

また、出版社、著者の活動の手助けも行っています。著作権に対する意識の向上に関しての啓蒙活動も行っています。

#### ◆ CEDRO でのライセンスの使用方法

著作物を利用するにあたっての許諾について、主に企業にあたえられるものですが、多く使用するところ、複製がおもですが、他はスキャンニング、インターネットを通じて利用することに課せられます。ジェネラルライセンスによって、10%までは複製が認められています。ライセンスを得れば、複製、スキャンニング、インターネットでの利用、Eメールでの利用、パワーポイントに埋め込んでEメールで送ることも出来ます。

使用料はどれぐらいコピーをしたかによって決まってきます。従業員数当たりによってで設定することもでき、使用料は 9 ユーロで、学生はすこし安くなります。デジタルは 7 ユーロです。

CEDRO のインターネットポータルがあり、そこにレパトリーが入っており、取引をその上で行うことが出来ます。多くの企業が 10%以上の複製を希望、例えば 1 章まるまるほしいという事などは、ここで許可をもらうことが出来ます。本、新聞、音楽についても適用できます。

現在、スペインの大学協会と、どのような私的複製、スキャンニング、デジタルに対してもスペインの大学はライセンスに準拠しなければならないという交渉の最後の場に入っています。

他の交渉としては、学校に対してライセンスを与えることです。著作者の作品に対してのオーソライゼーションというものがされていなかったからです。時間がかかっていますが、現在交渉中です。

私的コピーに対しての保証金について、スペインの知財法では私的コピーは例外としていますが、これに課税をするというかたちで保証金を得て、権利者を守っています。法律で、メーカーあるいはコピーマシンのメーカー、輸入業者に対して、スキャナーやコピーマシンといったマシンあたりに課税をしています。これらの保証金はすべてのスペインあるいは海外の権利者に分配しています。これは私的コピーなので、こういった内容のコピーなのかはわかりません。

2006年に知財法が改定され、この使用料は大幅に低減し、徴収金額が低くなりました。

図書館等での公的貸し出し権も管理しています。これはヨーロッパで機能する権利です。欧州委員会により、すべての加盟国がこれに準拠することが求められています。公的貸し出し権を文化的な伝統の一部として持つということに、スペインも2007年に著者のためだけに実施しました。保証金は徴収団体によって管理しなければなりません。CEDROはこの管理を始めたばかりです。

CEDROは、スペイン国内、海外の権利者に対して、著作権使用料を分配しています。その55%は著者に、45%は出版社に対する分配です。ジェネラルライセンスや私的使用は一年に一回支払われます。トランザクションでのライセンスではユーザーから徴収したごとに毎月支払われます。

昨年の分配は1100万ユーロです。今、過去のレベルまで達成しようと頑張っているところです。

スペインの知財法によると、徴収した金額の20%は私的利用の保証金に使われるべき、ということが求められています。これもCEDROの果たすべき機能です。社会的な機能、医療とかのリソースとして使うことに役立っています。

著者、出版社をたすける、ブックフェアのような文化的なイベントにおける活動も、おこなっています。このような活動は、スペインの国内の著者、出版社の協会と協力して行われています。

メンバーのために必要ならば、知的所有権をめぐる、訴訟をおこすということもあります。

スペインの社会はまだまだ著作権に対する理解が薄く、自由に著作物にアクセスできると考えている人が多い。一般の人たちに対する知的財産権の認識を高めようという提案をしています。これにより、著者、出版社だけでなく社会全体の知的財産権の認識を向上させていきたいと考えています。これらは教育分野においても実施しており、学校の先生や生徒を含む場合には、特定のグループを対象に行うこともあります。

CEDROのコミュニケーションポリシーとしては、ニュースレターを3万人に対してインターネット上で送っています。またフェイスブック（SNSサイト）もおこなったりしています。